

農業経営収入保険特約補填金造成費交付金交付要綱

全国農業共済組合連合会会長理事宛
農林水産事務次官依命通知

制定：平成 30 年 4 月 2 日付け 29 経営第 3514 号
一部改正：平成 31 年 3 月 15 日付け 30 経営第 2852 号
一部改正：令和元年 5 月 8 日付け元経営第 1 号
一部改正：令和 3 年 3 月 29 日付け 2 経営第 3307 号
一部改正：令和 5 年 11 月 29 日付け 5 経営第 1692 号

(通則)

第 1 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金（農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 18 条の規定による交付金をいい、以下「交付金」という。）の交付については、法、農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）及び農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、全国を区域とする農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）が第 3 第 2 項の規定により行う事業（以下「基金事業」という。）の財源とするための農業経営収入保険特約補填資金（以下「基金」という。）の造成に要する経費について、予算の範囲内で交付金を定額で交付する。

(基金の造成及び基金事業の内容)

- 第 3 全国連合会は、交付金及び農業経営収入保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の積立金により基金を造成する。
- 2 全国連合会は、基金から、法第 182 条第 1 項の特約に基づく同項第 2 号の特約補填金（以下「特約補填金」という。）の支払及び法第 175 条第 2 項第 2 号の事業による貸付け（特約補填金の見込み額に応じて貸し付ける金額に係る部分に限る。）を行うものとする。
 - 3 基金事業において支払う特約補填金の金額のうち、その 4 分の 3 に相当する金額は、基金のうち交付金により造成された部分の金額をもって充てるものとする。

- 4 基金事業において貸し付ける金額のうち、その4分の3に相当する金額を上限とする金額は、基金のうち交付金により造成された部分の金額をもって充てることができる。

(申請手続)

- 第4 適正化法第5条の申請書（以下「交付申請書」という。）の様式は別記様式第1号のとおりとし、全国連合会が交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、毎年度経営局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第6 大臣は、第4の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、全国連合会に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第4の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第7 全国連合会は、第4の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第8 全国連合会は、交付規則第3条第1号の規定に基づき大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更等承認申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付金の支払)

- 第9 全国連合会は、交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第10 全国連合会は、基金の造成が完了したときは、その日から1か月を経過する日

までに、別記様式第 4 号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 全国連合会は、交付金の交付の決定に係る年度の翌年度の 4 月末日までに別記様式第 5 号による基金収支報告書を大臣に報告するものとする。

(額の確定等)

第 11 大臣は、第 10 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、報告書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、全国連合会に通知するものとする。

- 2 大臣は、全国連合会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 12 大臣は、第 8 第 1 項の規定による承認の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 全国連合会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 全国連合会が、基金の造成若しくは管理又は基金事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合は、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第 1 項(1)及び(2)の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(基本的事項の公表)

第 13 全国連合会は、基金を造成したときは、基金の名称、基金の残高及びそのうち

国費相当額、基金事業の概要並びに基金事業の目標を速やかに公表しなければならない。

（基金の残高及び基金事業の実施状況報告）

第 14 全国連合会は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の残高及びそのうち国費相当額、基金事業に係る収入及び支出並びにその内訳（今後の見込みを含む。）、法第 182 条第 1 項の特約の件数及び被保険者の積立金額、特約補填金の支払件数、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）及びその算定根拠を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、基金事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、全国連合会に対して基金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第 15 全国連合会は、第 4 の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 8 第 1 項の規定による計画変更、中止または廃止の申請、第 9 の規定による支払請求、第 10 第 1 項による実績報告、同第 2 項による収支報告、第 14 の規定による基金の残高及び基金事業の実施状況報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 全国連合会は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 全国連合会が第 2 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

（使用見込みの低い基金の返納）

第 16 全国連合会は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

2 全国連合会は、前項の規定により交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付する場合は、大臣の承認を受けるものとする。

(区分経理)

第 17 全国連合会は、基金の経理について、基金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(基金の管理)

第 18 全国連合会は、基金を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、基金事業の内容に反して基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならない。

- 2 全国連合会は、基金を農林中央金庫又は銀行への預貯金により管理及び運用（以下「運用等」という。）するものとし、それ以外の方法により運用等を行うときは、その運用等の方法について経営局長の承認を得なければならない。
- 3 基金の運用から生ずる果実のうち国費相当額の運用から生ずる金額は、基金に積み立てるものとする。
- 4 基金の運用から生ずる果実のうち被保険者の積立金の運用から生ずる金額は、農業経営収入保険事業の事務費に充てるものとする。

(他用途使用の禁止)

第 19 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第 20 大臣は、基金基準 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成 30 年 4 月 2 日付け 29 経営第 3514 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 15 日付け 30 経営第 2852 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 5 月 8 日付け元経営第 1 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式による

ものとみなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和3年3月29日付け2経営第3307号）

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附則（令和5年11月29日付け5経営第1692号）

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

別記様式第 1 号（第 4 関係）

令和〇〇年度 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業経営収入保険特約補填金造成費交付金交付要綱（平成 30 年 4 月 2 日付け 29 経営第 3514 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 基金造成の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 農業経営収入保険特約補填資金 基金造成額

円

- 4 事業の完了予定年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
農業経営収入保険 特約補填金造成費 交付金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
農業経営収入保険 特約補填資金造成費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付資料

事業計画書

別記様式第2号（第8第1項関係）

令和〇〇年度 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、農業経営収入保険特約補填金造成費交付金交付要綱（平成30年4月2日付け29経営第3514号農林水産事務次官依命通知）第8第1項の規定に基づき、申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「基金造成の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び計画並びに基金造成額と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び計画並びに基金造成額とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第9関係）

令和〇〇年度 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農業経営収入保険特約補填金造成費交付金交付要綱（平成30年4月2日付け29経営第3514号農林水産事務次官依命通知）第9の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額
農業経営収入保険特約補填金造成費交付金 円
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第4号（第10第1項関係）

令和〇〇年度 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業経営収入保険特約補填金造成費交付金交付要綱（平成30年4月2日付け29経営第3514号農林水産事務次官依命通知）第10第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- 1 交付金の交付の内容
- 2 農業経営収入保険特約補填資金 基金造成額

円

- 3 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 4 添付資料
基金造成額が確認できる資料（口座の写し等）

別記様式第5号（第10第2項関係）

令和〇〇年度農業経営収入保険特約補填資金
収支報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の氏名

農業経営収入保険特約補填金造成費交付金交付要綱（平成30年4月2日付け29経営第3514号農林水産事務次官依命通知）第10第2項の規定に基づき、下記のとおり令和〇〇年度農業経営収入保険特約補填資金収支報告書を提出します。

記

（単位：円）

区分	国費相当額	被保険者 積立金	計
前年度より受入 A	0	0	0
・交付金	0		0
・積立金		0	0
・運用益	0	0	0
・その他	0	0	0
本年度収入 B	0	0	0
・交付金	0		0
・積立金		0	0
・運用益	0	0	0
・つなぎ資金	0	0	0
・その他収入	0	0	0
本年度支出 C	0	0	0
・特約補填金	0	0	0
・つなぎ資金	0	0	0
・運用益	0	0	0
・その他支出	0	0	0
本年度末残額(A+B-C) (翌年度繰り越し)	0	0	0
・交付金	0		0
・積立金		0	0
・運用益	0	0	0
・その他	0	0	0